

インフルエンザ予防接種補助事業のお知らせ


当健保組合では本年度も、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会（略称：東振協）協力のもと、インフルエンザ予防接種の補助事業を行います。ぜひ、流行前の早い段階で受けることをお勧めいたします。

組合補助額	1,500円（接種金額が1,500円未満の場合は、全額補助となります） 令和3年度より自治体等の補助と併用が可能になりました。
対象者	予防接種時において、当組合の被保険者および被扶養者
接種期間	令和4年10月1日～令和5年2月28日まで 注）東振協の接種期間とは異なりますのでご注意ください。
補助回数	期間内1回限り 但し、13歳未満のみ、2回法にて接種する場合2回まで補助

A. 東振協契約医療機関にて予防接種する場合（9月1日より受付開始）

東振協が契約する全国約3,000ヶ所の医療機関にて接種ができます。
会計時に契約料金（上限3,960円）から補助額1,500円が差し引かれますので、
後日、補助金の請求をする必要がありません。可能な限りこちらをご利用ください。

☆保険証をお手元にご用意ください。

- ① 予 約 … 東振協 (<https://www.toshinkyoo.or.jp/influenza.html>)
 案内画面の下部にあるダウンロードリストの実施一覧から、希望の医療機関へ
必ず事前にお電話で予約してください。
- ② 利用券作成 … 電話予約後、東振協HPから希望する契約医療機関・会場を選択。
必要事項等を入力後、「東振協専用インフルエンザ予防接種利用券」を
プリントアウトしてください。（健保の手続きは不要です）
- ③ 接種日当日 … 保険証と「東振協専用インフルエンザ予防接種利用券」を窓口にご持参のうえ
予防接種後に自己負担分をお支払いください。（補助金1,500円を差し引いた額）

B. 上記契約医療機関外にて予防接種する場合

上記Aの方法で実施できない場合は、医療機関の窓口にて**全額自己負担していただきます。**
後日、当組合に補助額をご請求ください。

■請求書受付最終締切日 令和5年3月31日必着■

- ① 「インフルエンザ予防接種補助金請求書」《書式》をダウンロード。
- ② 「インフルエンザ予防接種補助金請求書」に必要事項を記載し、**領収書（原則原本）**を貼付のうえ
当組合に請求してください。（事業所より一括請求可）